　　　　重要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和3年4月1日

　会員薬局各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　香川県薬剤師会事務局

　　薬機法改正に伴う認定薬局の施行にあたっての質問等の提出について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が改正され、認定薬局関係分が令和3年8月1日に施行されます。

この施行にあたり、①令和3年1月22日付け薬生発0122第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」及び②令和3年1月29日付け薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(認定薬局関係)」が発出され、「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定基準、申請手続き等が示されたところです。

県はこの基準等をもとに事務を行っていくようですが、この通知で示されている内容等で、不明な点、具体的に示してほしい点などのほか、運用上の要望等がありましたら、薬剤師会に提出していただき、取りまとめたうえで県に提出、協議したいと考えております。

短期間で申し訳ありませんが、4月15日(木)までに、グーグルフォームで報告をお願いします。

通知文書は、香川県薬剤師会ホームページ⇒会員のページ⇒認定薬局関係通知　①施行規則の公布について（R3.1.22）、②認定基準薬局関係（R3.1.29）　に掲載しています。

（会員のページのパスワードは、会誌最終ページに記載）

グーグルフォーム質問項目

１　薬局名

２　担当者名

３　地域連携薬局の認定申請予定

○すぐ申請したい　○1年以内にしたい　○数年以内にはしたい　○予定はない

４　専門医療機関連携薬局の認定申請予定

○すぐ申請したい　○1年以内にしたい　○数年以内にはしたい　○予定はない

５　通知（認定基準、申請手続き等）についての不明な点(自由記載)

６　通知（認定基準、申請手続き等）について、具体的に示してほしい点(自由記載)

７　通知（認定基準、申請手続き等）の運用にあたっての要望等(自由記載)

８　その他要望事項等(自由記載)



　　【回答フォームのURLならびにQRコード】　　　　　　　　QRコード：

URL：　<https://forms.gle/psKLeozw6bFo5pyQ9>